令和７年度　綾瀬市立綾北小学校「学校いじめ防止基本方針」

2025.4.30

１ いじめの防止等対策に関する基本的な方向に関する事項

＜いじめの定義＞　いじめ対策推進法（以下「法」という）第２条第１項（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜本校のいじめ防止に関する基本理念＞　法第３条（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを生まない学校づくりに向けて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、児童の感じる被害性に着目し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

＜いじめ防止に向けての基本姿勢＞　法第４条（いじめの禁止）に基づく

「本校の児童は、いじめを行ってはならない。」との意識を児童、教職員、保護者、地域の方々、すべての人が持ち続ける。そして、以下の言葉を、児童たちに繰り返し伝え続ける。

いじめは、人の心や体を深く傷つけます。

いじめは、「楽しく安心して学校生活を送りたい」というみんなの願いを奪います。

だから、絶対に許されないことです。

＜学校及び職員の責務＞　法第８条（学校及び学校の教職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者、地域住民他関係機関との連携を図りながら、組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するために、いじめ防止等の対策の組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、被害の拡大や再発防止に努める。

２ いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）いじめの未然防止のための取組　　法第１５条（学校におけるいじめの防止）

・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び集団での体験的活動等の充実を図る。
・いじめ防止に資する児童の自主的活動を支援するため、保護者及び地域住民その他の関係機関との連携に取り組む。
・学校全体で、児童とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを日頃から教職員に打ち明けることができる人間関係づくりに取り組む。
・教職員は、道徳、学級の時間等をはじめ、教育活動全体を通じて、児童にいじめ防止の重要性に関する理解を深める。
・教職員は、授業改善を重ねるとともに、居心地の良い学校づくりに努め、日々の授業や活動を大切にしていく。
・教職員は、児童や保護者と地域の方々との信頼に満ち溢れた人間関係を築いていく。
・教職員は、自らの言動がいじめを助長することがないよう細心の注意を払って指導に取り組む。（職員研修等を通して、教職員の人権感覚を磨く。）

（２）いじめの早期発見　　法第１６条（いじめの早期発見の措置）

・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査（スクールアンケート）を毎月１回実施する。
・調査方法は、質問紙（記名）方式・挙手によるほか、適宜聞き取り調査によることもできる。
・教職員は、日頃から児童の様子を観察し、いじめの兆候の発見に努める。
・保護者との連携を密にし、協力体制をつくって、対策の実施及び児童の指導に組織的に取り組む。
・児童及び保護者がいじめに係る通報や相談をしやすくなるよう体制の整備を行い、迅速に対応できるようにする。

（３）いじめに対する措置　　法第２３条（いじめに対する措置）
法第２５条（校長及び教員による懲戒）

・いじめの疑いやいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談等を実施し、早期解決に向けての支援や指導を行う。
・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、速やかな組織的対応を図り、情報の共有や対策の手順・方針の共通理解のもとで必要な措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
・いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
・いじめの関係者、当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して取り組む。

（４）インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

法第１９条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、関係団体及び企業等との連携により、情報モラルの意識醸成等に努める。
・児童及び保護者に必要な研修・啓発活動に取り組む。
・教職員のスキルアップ等を図るため、ネット関連の情報収集及び提供を行う。

（５）「学校いじめ対策等検討委員会」の設置

法第２２条（学校における防止等の対策のための組織）

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「綾北小学校いじめ対策等検討委員会」を設置する。

＜設置根拠等＞
・いじめ防止対策推進法第２２条により設置する常設組織とする。
＜構成員＞
・パターン①児童指導委員会のメンバーとする。
・パターン②事例に応じた専門人材を含む。

＜活 動＞
・ スクールアンケートの実施・集計・分析等定期的な実態の把握に関すること。
・ いじめの通報又は相談の受付及び処理に関すること。
・ いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する児童の理解を深めること。
・ いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関すること。
・校内既存組織の活用及び連携に関すること。
・その他いじめ防止対策に必要と認められること。
＜開 催＞
・学期１回を定例会とし、いじめ事案発生時は必要の都度の緊急開催とする。

（６）重大事態への対処　　法第２８条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法第３０条（公立の学校に係る対処）

・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下「重大事態」という。）は、以下の対処を行う。相当の期間とは、年間３０日間を目安にする。
① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織及び分掌を定める。
③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。

（７）学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

（８）その他

・この方針は、必要に応じて見直しを図るとともに、児童及び保護者他関係者への周知公表を行う。